

4月から

皆さんの 笑顔を広げる新制度!

一人でも多くの皆さんを笑顔にできるよう、4月から始まった地域活性化や子育てを応援する新制度の一部を紹介します。

住宅リフォーム工事費を補助します

～住まいのリフォーム補助スタート!～

地域経済の活性化と住環境の向上を図るため、リフォーム工事費の10割を補助する「住まいのリフォーム補助事業」が始まります。

対象者

次の全てを満たす人▼市内に住宅を所有し、その住宅で住民登録をしている▼市税を滞納していない▼暴力団員でない

対象住宅

対象者本人が市内に自ら所有し、居住している住宅またはリフォーム工事完了後2カ月以内に居住予定の住宅(借家は対象外)

※分譲マンションは居住専有部分のみ対象。店舗(事務所)併用住宅では住居専用部分および外壁や屋根などの全体補修が対象

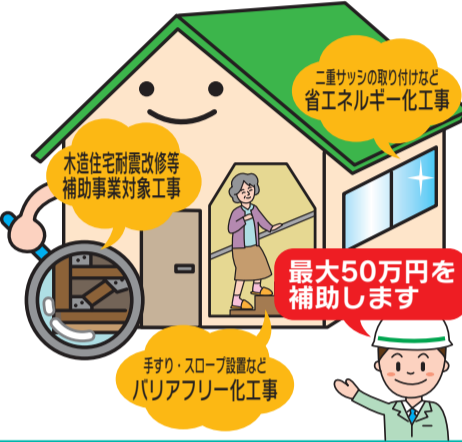
対象工事

市内に住所がある個人事業者または市内に本店がある法人が行い、次の条件を満たす

住みいるリフォーム補助制度

①リフォーム工事費に対し10%補助、上限30万円

- ②木造住宅耐震改修等補助事業対象工事 10万円加算
- ③バリアフリー化工事 5万円加算
- ④省エネルギー化工事 5万円加算



最大50万円を補助します

工事▼住宅などの機能や性能を維持または向上させるためのもので、工事費が30万円(税抜き)以上(エアコンなど家電製品の設置や外構・車庫などの工事は除く)▼補助金交付決定後に着工し、平成27年3月末までに完成の報告ができる

補助金額

①対象工事費(税抜き)の10割(上限額30万円。1000円未満は切り捨て)

②「松山市木造住宅耐震改修等補助事業」の対象工事と併せて行う場合は、10万円を加算

③工事費が20万円以上(税抜き)のバリアフリー化工事と併せて行う場合は、5万円を加算

④工事費が20万円以上(税抜き)の省エネルギー化工事と併せて行う場合は、5万円を加算

※加算により最大50万円の補助が受けられます

貸付利息を優遇します

下表の金融機関では、本事業のための特別リフォームローン(貸付利息を優遇)を設けています。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

| 金融機関名 | 問い合わせ |
|----------------|------------|
| 伊予銀行 営業統括部 | ☎ 941-1141 |
| 愛媛銀行 ローンセンター松山 | ☎ 933-1117 |
| 愛媛信用金庫 営業統括部 | ☎ 946-1111 |

申し込み(第1回)

受付期間内に申請書(住宅課(市役所本館7階)、支所市民サービスセンター、市ホームページ)にあり)を直接、受付会場へ提出してください。※郵送不可。代理人が申請する場合は委任状が必要

事前申請

【受付期間】5月15日(木)～6月5日(木)。月・水・木・金曜日の9～16時(5月31日(土)6月1日(日)は受け付け)

※第2回(7月下旬～8月上旬)、第3回(9月下旬～10月上旬)を予定

【受付会場】市民会館(堀之内)2階第4会議室

※事前申請の補助額の合計が募集額(1億円)を上回った場合、公開で抽選会を行います

抽選会

【日時】6月9日(月)9時30分～

【会場】市民会館3階小ホール

施工業者説明会を開催します

【日時】4月17日(木)・24日(木)いずれも13時～、15時～の90分程度
【会場】市総合福祉センター(若草町)1階大会議室
※公共交通機関をご利用ください

お問い合わせは、住宅課 ☎9486349・FAX 9341807

防犯灯のLED化を助成します

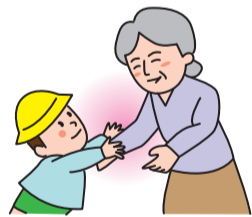
4月から町内会・自治会などによる防犯灯の器具取替費用の助成対象が20ワット蛍光灯からLEDに変更されました。

【内容】次のいずれかに該当する防犯灯の器具取替費用を助成①器具不良により点灯していない②著しく照度が落ち

ている
【申し込み】直接または郵送で、〒7908571市防犯協会(市民参画まちづくり課(市役所本館9階)内)または直接、支所へ
※著しく照度が落ちている場合は、申請前に照度調査依頼

子育て支援サービスの利用料を助成します

子育てにやさしいまちづくりを進めるため、まつやまファミリー・サポート・センター



や市シルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成しています。各サービスの詳細は、各問い合わせ先までお問い合わせください。

地域コミュニティ活動を応援します

防犯や防災、福祉活動など、地域での助け合いや住民主体のまちづくり活動を応援する「地域協働活動応援事業」を始めました。

どんな活動を応援してくれますか?

地域でのお知らせや回覧、防犯・防災活動、募金など地域福祉活動への協力、環境美化活動など、皆さんにとって身近で、地域コミュニティの維持に必要な活動が対象です。

どのように応援してくれますか?

町内会連合会やまちづくり協議会など、地域の皆さんのためにまちづくりに取り組む

どうして新制度ができたのですか?

これまでは広報委員制度があり、市政に関するお知らせや回覧などの広報広聴業務を市から広報委員会に委託していました。広報委員は市民と行政を結ぶ橋渡し役として長年にわたって活動してきましたが、近年は、地域内のお知らせや、地域の協力を必要とする地域コミュニティ活動への協力を、

新保険制度で活動も安心

市民の皆さんが安心してコミュニティ活動を行えるよう、活動中の思わぬ事故に備えた「市地域協働活動」が登録料や保険料負担もなく、事前の加入手続きも不要です。対象となる活動など、詳細はお問い合わせください。



書(申し込み場所)を提出してください
お問い合わせは、市民参画まちづくり課 ☎9486736・FAX 934157

お問い合わせは、市民参画まちづくり課 ☎9486963・FAX 934157